

# 厚生常任委員会会議録

平成15年6月12日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦           ○中西 和夫           西谷 剛周  
森河 昌之           里川 宜志子

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	住民生活部長	中井 克巳
福 祉 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	同 係 長	中原 潤
同 係 長	増井 明美	健康推進課長	西田 哲也
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 係 長	清水 昭雄

## 3. 会議の書記

議会議務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
委員長 おはようございます。  
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして改選後最初の委員会でありますので、理事者側で人事異動があった職員及び新規採用職員の紹介をお願いしたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、中西委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに、6月議会付託議案についてであります。  
（1）議案第29号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 （ 議案書朗読、要旨により説明 ）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 株式の売買なんかは自分自身もやっておらないし、よく解らないんですけども、こういうふうに制度廃止されて、県の方に報告書行くというのか、県民税の所得割が創設され、その後町の方へ交付されるというような状況になって、色んな制度改正なってきた流れの中で、国民健康保険税に関して、どの程度、どういった影響が出てくるのか、というのが掴めないで、そこの所説明していただけたら有り難いと思うんですけど。

健康推進課長 譲渡所得にかかります申告の件数というものは、税務課の方の件数も調査する中で、件数的には譲渡所得の方も減ってきていると、いう状況のようございまして、株式の譲渡、配当の所得で、課税に影響しているものはないと、ほとんどないということのようございまして。そういうふうな状況を伺っております。

委員長 他にございせんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございせんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第29号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2)承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

健康推進課長 それでは承認第6号についてご説明申し上げます。承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて、平成15年度斑鳩町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、平成14年度本特別会計におきまして、医療費に要した費用が、歳入を上回りましたことから、会計処理上、平成15年度より不足分を繰上充用する措置を取りまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,700万円を増額する補正予算を5月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

（ 議案書、専決処分書、予算書朗読 ）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 前回の委員会から説明を受けていた内容ですので、理解の方はさせていただいているので、今後のこともありますので、15年度についても、会計をやっていく中で、16年度に向けてこういうかたちになるのか、そして、この3,700万円、繰上充用した分というのは、どういうふうに担当の方で評価してはるのか。15年度について、予算的に、医療費、だいぶ嵩んできているとは思いますが、担当どのようにされるつもりなのか、確認をさしといていただきたい。

健康推進課長 ここ、2,3年赤字決算の状況でございます。制度改正もされてきたわけではございますが、なかなか制度改正だけでは、医療費の削減ができないというわけで、中央会の方も保健事業との連携が必要であるということで、そういったことから、・・・21計画、健康21計画というようなアクションプログラムを作られ、健康増進法も施行されたなかで、保険事業を展開することによって、必要な医療費・・・、無駄がないように、必要でない医療費をどのように削減していくのかということが課題ということでございますので、21計画の推進とともに、制度改正ともあいまって医療費の削減を図ってまいりたいと考えております。

3,700万円という数字をどのように考えているかということでございますが、制度改正の結果、歳入歳出トントンぐらいの決算なるかな

という、見込みを立てておったんですが、医療費の方が歳入を上回ったと、滞納整理の方も努力させていただいた訳ですけども、なかなか思ったような徴収が確保出来なかったということで、若干影響しているとは思いますが、前年並みの徴収率は確保できておりますけれども、滞納整理、保険事業、そして制度改正されたものを十分勘案する中で、医療費の削減を図ってまいりたいと考えております。このまま行きますと、やむを得ず保険税率のアップの方にも影響を及ぼすというようなことも考えるなかで、今後のシュミレーションをしていく中で、どのような推移をしていくのかということも踏まえまして、保険事業の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

里川委員 今課長の方から、健康21のことも言っていたので、日本は平均寿命、世界で一番長いですよ。健康寿命というのがあると思うんですが、これも世界で一番なんです。2位はスイスなんですけれども。これはWHOの方から発表されているんですけども、日本人の男性の平均寿命が77.9から、健康寿命は71.4なんです。ここの差が6.5歳。女性はどうかというと、平均寿命は84.7歳、健康寿命の方は75.8歳なんです。ここのマイナスが女性の場合、8.9あると、男性に比べてもこの差が、介護が必要となるとか、寝たきりになるとかいう状況になってからが長いというような状況が、女性の場合特に数字に表れているというふうに思っているんですね。ですから、担当の方でも健康21実施される中で、こういった事にも気をつけていただきまして、どうしてそういう状況になっているかという分析などもしていただいて、今おっしゃられたように、医療費の削減、私達としてはこの税率が上がるということにつきましては、また皆様のご負担が高くなる、こういうことは出来るだけ避けたいというふうに思っていますので、そういう努力していただきたいと思います。それと、資格証の発行のことは以前からずっと申し上げておりますけれども、その方向について色々研究をしていると聞いておりますけれども、そのことについても今

後の方向性は確認をさせていただきたいと思います。

健康推進  
課長

健康事業ということでございます。これは痴呆とか寝たきりにならないで、元気で生活できるなら、健診しようという目的でございます。高血圧、脳卒中を防ごうというのが、いかるが21のテーマになってございます。そういうことはまず生活習慣病が原因でございますので、長い年月をかかって蓄積をされたものが、年を取るとともに出てくるのが、生活習慣病でございますので、40歳台、50歳の働き盛りの、皆さん方を含めてでございますけれども、若いときからの健康管理がまず、重要であろうかと考えておりますので、そういったところでも年齢層にも焦点をあてまして、保険事業の展開を図っていこうと考えております。そして、皆さんが健康に留意さえしていただければ、医療費が下がるのは確実にございますので、そういうことを努力されることによって、医療費が下がれば保険税率のアップも必要が無くなると、相関関係がございまして、町民の皆様方が健康に留意していただけるような事業の展開が必要であろうと考えております。

資格証発行の件でございますが、ずっと納めていただいている納税者の方と、納められていなくても、納めたくても納められないという方と、そういった方もお出でになります。でも、悪質な方もお出でになります。そういったことをきちっと分別しまして、悪質なものについてはやむを得ず資格証を発行する場合があるというふうに考えております。今、そういった要綱等の詰めをしている最中でございますので、そういったことも理解いただきたく、やむを得ず発行するというところで、我々としても発行したくないですが、・・・、発行がやむを得ない場合があるかどうかという場合も考えておりますので、そういうことでご了承賜りたいと思います。

里川委員

資格証の件ですが、前にも郡山市で異常にたくさん発行されたというような経過があったりで、よほどこれについては人権の問題もありますので、慎重に取り扱いをしていただきたいと思います、ということをお願いをして

おきたいと思います。

それと、色々専門家の話を聞きますと、高血圧の問題とか、血管性の病気というのは、無理な運動がダメやと思うんですけど、適度な運動というのは非常にいいと、そして、理学療法士、当町では町の・・・で採用していただいています。非常に有り難いと思います。この理学療法士によります、高齢者、中高年ですね、軽い運動をしていただく行事を前からやっていたいていると思うんです。非常に好評やと聞いておりますので、適度な運動、身体に負担のかからない運動の仕方、こういったものを広く啓発していくように、さらにこの点について力を入れて、理学療法士さんによる運動の啓発ですね、していただけたら。この事業については確か13年からやっていたいて、昨年14年には少し広げていただいた、内容広げていただいたように記憶をしているんですけども、今年はどんなふうになってましたですかね。

健康推進  
課長 機能訓練という事業でございますが、前年と同様、中央体育館なり、地域での事業の展開も図っていくということで、内容の充実といえ、歩こう会というものも一緒にタイアップした中での、事業の展開を図っていかうということで、委員がおっしゃっていただいたように大変好評で、こちらの方も喜んでいる訳で、それも皆さんが健康に関心を持っていただいている証だと喜んでいるところでございますので、もっと底辺を広げて、皆さんが健康になっていただくようにということで、21計画の中でも4つの・・・で動く運動も取り入れておりますので、議員皆様方も保健センターを覗いていただいたら結構かと思っております。

西谷委員 今、こういう補正のなかで、斑鳩町の近隣の7ヶ町と比べて、平均寿命が斑鳩町ではどうなのか、住民一人当たりの医療費が斑鳩町が高いのか、それともよその町村と同じ様な内容なのか、それと、これだけの補正を組む中では、当初の見込みを越えるような部分があったということですが、それは前年に比べてどういう、例えば病気が増えたとか、その辺の要因はどのように分析されておりますか。

健康推進  
課長

近隣に比べてどうかということですが、老健の方、また国民健康保険の方につきましても、4町の国保の決算を見る中では、全て黒字の決算を打っておられるよいうのが実情でございます、医療機関の数というんですか、耳鼻科の方で12医院、歯科で13医院の機関が斑鳩町では存在しているということも、医療費をつり上げる要因となっているのかなと、受理する機会が多いということもあろうかと思うんですが、それも一つの原因かなと思っております。

疾病の分析ということですが、やはりガンとか脳卒中、そういったものが死亡の上位を占めているということでございます。それは毎年だいたい上位を占めている疾患でございます。脳血管疾患、ガンが多いということでございます。糖尿病というものも、今運動不足ということが原因で増えてきております。全て生活習慣が原因でございますので、そういったことの見直しの啓発が必要ではないのかなということ、分析といいますか、毎年上位を占めている疾患というのでご了承賜りたいと思います。

西谷委員

課長の中では、私がいった住民一人当たりの医療費が近隣町村に比べて、斑鳩町が高いのか低いのか、ということには答えられてないし、糖尿とか、これは一般的な全国のぶんやと。斑鳩町の中の部分でどうなんやという、分析は必要なんじゃないか。斑鳩町が、課長がいうような医療機関が多いことが受診者が多いということでおっしゃいますと、逆に多いからある意味では早期にそういうものがわかったのかな。医療が医療機関が最初に近くにあるから、早くから具合が悪くなったら行く。長期で大病にならんと、結果として医療費が安くなるというのは、ある意味では医療の中で打ち出しがされてる中では、今の課長の答弁というのはちょっと矛盾がするんじゃないかなと、いう気がする。

僕は本当に斑鳩町近隣の中でどんだけが、斑鳩町自身としてはよそと同じ様な状態なのか、それとも斑鳩町だけがこういう病気が突出しているとか、少なくともそういう分析があつて、それからそれに合わせて、



保険の方で斑鳩町ではこういう病気が多いから、こういう病気対策としては、こういうケアをしていかんなんとか、そういうものが無かったら、今の話の中では、どうも全般的な日本の医療の体制の全般を聞いているような感じで、全く斑鳩町の本質みたいなものが関わってこない気がする。今これ、されてないようでしたら、これ機会にそういうことを、体制というんか、斑鳩町の姿勢と比べて、本当にどうなんかなというものを、本当に細かく分析される方が、結果としてこういう説明をされる時にでも、我々に対しても住民に対しても、説得力があるんじゃないのかなと思いますんで、是非ともそういう研究してほしいと思います。

健康推進  
課長 斑鳩町の疾病の状況ということでございますが、先程も健康21の中で言いましたように、脳卒中、高血圧を防ごうと、それが多からそういうテーマを掲げている、ということでございます。その原因は塩分を控えるとか、野菜をたくさん取るとかいうことで、細かい目標数値を上げていきますけれども、そういったことと、ガン、脳血管疾患が死亡の原因の上位を占めていると、いうことでご説明申し上げたつもりなんですけれども、それが斑鳩町の疾病の状況やということでございます。一人当たりの費用、今手元に資料持ち合わせておりませんので、すぐに具体的なことはご報告出来ませんが、後ほど資料としてご報告申し上げたいと思います。

西谷委員 一人当たりの平均の医療費が、例えば斑鳩町では高いとか安いとか、そういうなかでは、斑鳩町の医療費の平均がこれだけよその町村より高い結果として、これだけの出るから一部負担してもらわんといかん。少なくとも出すときにはバックのデータがある方が、行政としてもやりやすいし、住民の説得はしやすいんじゃないかなと思います。

森河委員 滞納者、ここで尋ねてもよく解ると思うねけど。15年度まで。今まで保険というのは、ずっと続いているわな。入った当時から。滞納者、滞納金が全部納めると、正直ものが馬鹿を見るというような世間の風潮が

聞かないかということ、職員がわの方も。終いに、国民健康保険ガタガタになると思うよ。正直者が馬鹿を見ると、無いから掛けないとか、どこで悪質と判断できるか。そういう問題があるからね、特別交付よくやるね。例えばうちのかなえが、非常に問題がある。非常に医療の薬代が高い。他でも高い高いいうけど、医者に高い……。非常に高い、毎月か2月に一回、交付のされた医療費の使った金のね。あれ一辺、子どもさんみんな掛かれてね、自分の健康保険の、国民健康保険払ってる料金よりもね、請求金額が高いはず。非常に高い。そういう問題で、私は当然これ、こういうことが解消されないような状態になってくると思う。いちいち答弁してるけども。これから答弁、地方分権いろいろ言われてる、独自の方向、とるようなこともせんなんだろうと思う。市町村合併なろうとなろまいと、取るものはとる、あかんもんはあかんとはつきりすればいいんだから。年間の滞納と3,000万を繰り入れていく、その比率がやった場合はとんとんで走れる。その点どないか。

町 長

今、森河議員から滞納の問題出てまいりました。滞納1億7,000万という金額。私が昭和60年の11月に報告したときは5,000万くらいの滞納だったんですね。そういうことを考えますと、そのときはいろいろと手法を凝らして、とにかく滞納されている方には健康保険証を渡さないとか、直接きてもらうということで、ある程度、その年は5,200万、5,500万くらいの滞納で終わっていた。しかしやっぱりこの状況を見ていきますと、今1億7,000万と言うような金額、15年度を入れましたら、もう2億3,000万という、今それぞれ西谷議員がおっしゃったときに、医療費かどうかという問題……。やっぱり滞納の問題が一番、避けて通れない問題だと思います。先だっても大阪市はですね、3割いっばいに抑えている、これどないなりまんの言うて、一般の方がおっしゃる。大阪や、市町村やからできまっしゃろ、赤字も、言うことですが、私はやっぱり、この将来に当たってはですね、国民健康保険も、介護保険も、将来的にはこの滞納が大きな問題となってくる。こら考えたらですね、集金にいく者と、払う者の関係、払

ってないものが、次いったら必ず怒られて帰ってきよる、何でわし払わなんなの、そんなもんとられへんやないか、ということで必ず今、この滞納の問題が大きくなってくる。滞納整理班を作ってですね、今現在やらしてますけども、やっぱり収めるのは僅かしか、1万円、分納制である、1万円払わしてもらいますと、いうて払ろたら1万円で入れる。これで30年いけますよというても、あかんとはいわれませんから。そこらの問題もありますから。その代わりもう払わない、もう行かなかつたら払わない。そういうことを考えますと、よっぽど我々も言うてるんですけども、町長はじめ、助役、皆一緒に滞納整理に行くことも一番大事やと、そういう時期を見計らって、年に1回くらいはそういうこともしていかなかつたら、何ぼでも、今2億3,000万いうてるものが、3億ぐらいすぐになりますよと。いうことで、今森河議員もご指摘のように、国民健康保険にしても、介護保険にしても、あるいはまた町営住宅、見たときに、滞納者増えてくる。ということの現状をですね、まじめに考えて、このことを整理することが一番大事だと。今、西田課長が申したように、働いても働いてもうまれないと、いう方についてはですね、考えなければならない点もあろうかと思えますけど、ある程度やっぱり生活を続けて・・・、そして病気に掛かったら、お医者さんに診てもらう。そして資格証をやったらですね、お医者さんのほうは、直接本人出すわけいかんから、保険じゃないですから、それはもう止めてくれ、それはもう、恐らくおっしゃる思います。その辺の確認をどうしていくかという問題、あるわけです。

今、町としては資格証をとにかく交付しないと、国民健康保険の滞納の場合は、そうすれば一番いいわけですけども、医者側はやっぱり、資格証をもらわん限りは、診察できひん、診察したら結局町へ請求いくということがありますから、今里川議員もおっしゃっているように、そういうことは極力しないでほしいということでございますけれども、そこらのことも十二分に考えていかなかつたら、何ぼでも滞納の関係はどんどん増えていくと、減ることは私はないと思います。そういうことの関係についても、議会の先生方共々、この問題については非常に難しい

問題ではあろうけれども、難しい問題を放っておくということもいきませんから、当然徴収班なり、そういうものを企ててやっていくということが大事だと思います。

先ほど森河議員おっしゃるように、とにかくこの滞納さえ全部集めたら、何も値上げせんでも、十分いけんですから。3,700万という中でも、基金が3,000万ある基金を1,000万崩してるということですから、ある程度そういう点で、3年間繰上充当してきているわけですから、苦肉の策を取らしながらやってきてる。これがいいのか悪いのか、また……。そういうふうに町としても乗り切るためには、これをして行かなかったら、できませんし、そういうことも踏まえて出来るだけ……の前は、応能応益の65、35いうやつを、50、50に皆さん方に。あれも議会でですね、……の関係でですね、最高58万円から60万円へ、毎年この一件が変わってきまして、今60万円ぐらいになってますけど、限度額。の関係については議会で否決をさせましたでございますから、所属議員はじめ、皆様方と協議しながら、応能応益50、50ということにさせていただきました。これは全国的にも応能応益50、50というのは珍しいというか、斑鳩と沖縄の一部ぐらいしかない、私は思ってますけども、その中でもこれ非常に大変な問題だと思いますので、滞納の問題については、今後真剣に考えていかなかったら、やっぱり何ぼでも、ほっとけばほっとくほど、何ぼでも滞納は溜まってきますから、ご指摘のように医療の問題についても、……西谷議員の関係等については、……報告させていただくということではなく、当然滞納の問題ひとつについては、よっぽど慎重に考えていかな、何ぼでも変わっていくと思います。

森川委員 ちよつと本当にね、……十分理解してるわけや、しててこういうことを敢えていう……。結局、日本の国民は平和ぼけてますよ。実際。……。人のこと、すぐプライバシーです。いまもいうように、日本がどこや、大阪がなんやというよりも、ましてこれから地方分権といわれる中で、斑鳩が独自でね、こうするんだという姿勢が……じゃな

いのかなと私思うんでね。実際、本当にね、いろいろ話聞いてみるとね、特別滞納、特別の中に、・・・払うと、証書を渡してると、ね。本当にね、あの困っておられる方、どこまでも、これ判断できにくいと、泣きつかれるとね、職員が裁判できないのと一緒に。そういう点でね、私やはり日本人甘いというのは、独自の方法をとるように、今後研究する余地があると思う。なんでもかまへん、3,000万出せばいいじゃなくて、そういう点もちょっと気にしたというのも、国民一人一人に、住民に植え付けることが大事やと思う。そういうことを、今後お互い研究する余地があると思うので、参考のためになるかならへんかわからへんけれども、意見として申し上げておきたい。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって承認第6号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

続いて、(3)承認第7号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進  
課長

それでは承認第7号についてご説明申し上げます。承認第7号、町長先決処分について承認を求めることについて、平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算、第1号についてでございますが、平成14年度本特別会計におきまして、医療費に要しました費用が当該年度の医療費交付決定額を上回ったため、歳入不足となり、平成15年度より繰上充用する処理にあたり、また、支払い基金、事務費交付金は超過交付となったことから、翌年度歳計に繰越さしていただき、返還する措置を講じ

ました。このようなことから、規定の歳入歳出予算の総額それぞれ、2,600万8,000円を追加する予算を5月29日に専決処分させていただいたものでございます。なお、平成14年度で不足する財源は老人保健制度によりまして、その全額を国、県の支払い基金から15年度収入として精算することとなっております。

( 議案書朗読 )

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって承認第7号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

続いて、(4)報告第8号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、(5)報告第9号、議会の委任による町長専決処分の報告について(一般会計補正予算(第3号)について)の2議案はいずれも地方自治法第180条の規定に基づき、議会の議決により決定された町長専決処分の報告で関連をいたしますので2議案を一括で議題といたしたいが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第8号、報告第9号の2議案を一括

議題といたします。

理事者の説明を求めます。

環境対策  
課長

報告第8号、議会の委任による町長専決処分の報告、損害賠償の額の決定、並びに報告第9号、議会の委任による町長先決処分の報告、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算第3号について、一括して説明させていただきます。

この件につきましては、事故発生が平成15年5月21日11時に、斑鳩町幸前1丁目1番45号におきまして、ごみ収集車が民家の軒先に接触した事故でございます。示談成立につきましては、5月29日なったものでございまして、額につきましては1万円でございます。

5月の臨時議会におきまして、専決処分をさしていただきました事故に続いた事故でございます。軒先接触ではありますが、事故ということに対しまして深く受け止めまして、5月29日西和警察署、交通課に講師依頼をいたしまして、衛生処理場職員に対しまして、交通安全研修を実施したところでございます。特に毎日の仕事ということもあり、安全運転で気を引き締めて、業務を遂行するよう指導しておりますので、よろしく願いするところでございます。なお、9号の補正予算につきましては、自動車損害共済からの入、損害賠償の出、それぞれ1万円でございます。以上簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第8号、報告第9号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

次に、各課報告事項といたしまして、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 各課報告事項の1番目でございます。仮称総合福祉会館整備計画につきまして、平成15年3月の厚生常任委員会以後、今日までの、総合福祉会館整備計画につきまして、進捗状況をご報告申し上げたいと思えます。

平成15年度におきまして、用地取得に着手してまいることから、本年5月2日に建設候補地の地元小吉田自治会、水利組合、農家組合の方々の関係役員の方々を対象に、本事業に対します、町の考え方や施設の計画概要、並びに用地の選定等につきましてご説明を申し上げ、協力要請をさせていただいたところでございます。また、5月の23日には建設候補地の地権者の方々に用地の協力を得るべく、説明会を開催させていただきまして、一定のご理解をいただいたところでございます。今後、用地取得に当たりまして、さらに地権者等にご理解とご協力を得られますよう、鋭意努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 この件に関しましては、一般質問でもかなり出ておりましたので、それに対しまして答弁されてたと思うんです。で、厚生常任委員会、さらには整備検討委員会、ずっとでておまして、本当に用地確保、このことについて、本当に皆さんが心配なさっている。まず、これをクリアせんと、前へ進まないということで、一般質問で町長がご答弁なつたかと思うんですが、金額的な問題ということが出てたと思うんですが、ここについて、どの程度町としては腹をくくって張る、といえおかし



いですが、話し合いもっていかはるのに、金額的な面でどうされるのか。もうこの用地は絶対確保せなあかん土地やと思いますのでね。ここについて、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

町 長

町としては、できるだけ住民の、地権者の方々のご理解を得る努力をしました。5月23日地権者等の説明の中では、一応坪単価12万円、提示をいたしております。そういうことも踏まえる中で、12万円ではとっても大変だということでございますから、ただ里川議員おっしゃるように、何ぼでもええよってに買えるというんじゃないに、やっぱり鑑定というのがあるんです。鑑定に基づかなかつたら、・・・買ったら、必ず一般住民から高いやないかと、以前にも議会の中では、小吉田あたりやったら、5,6万で買えるやないかということもおっしゃってますから、そういうことをおっしゃってる中でですよ、もう倍12万円になつとるから、そういうことをですね、言うていただいたら、我々としたら、もう皆さん方におうたらですね、近傍で・・・公民館を取得したのが13万円、そのことがございますから。ただ、国土交通省は3年前ぐらいに16万円という金額で買ってございますから。やっぱり16万円は絶対に皆さん方、思っておられるます。ただ町としては、一応鑑定に基づいたら、やっぱり地価は下がってますよ。できるだけ12万円から、その次の段階やったら、大体ほぼ決まるでしょと、いうことになつてわけです。ただそれに応じてくれはるかどうかは、分からないですよ。ただ、みんながよっしゃということにならなかつたら、やっぱり、一人の方から部分的に私はまだ今年は無理やと、来年やとなつたら、これできませんから。みんなが、よーいどんですね、正直もんが、皆さん方が公平にですね、・・・。何でもいから、用地交渉というのは、とにかくよーいどんが始まってですね、皆さん方がとにかくその値段で協議するといつていただいたら、もう間違いないです。ただやっぱり延ばされた場合は、その方が同意もらってないうちは、設計とかそういうものは始められない。地権者の方が・・・気持ちがあつて、いい感じ持っていただけませんか。できるだけそういうことのないように、担当職員

もどうしたら皆さん方が納得いただけるか、知恵を絞りながら、次回は・・・になっているのか、金額の提示をしてですね、ある程度 of 了解をいただけるのか、そこらの関係があって、そうせんと、うちとしてももう7月ぐらい、8月ぐらいに取得してですね、ある程度同意を得られたら、ある程度基本設計のもかかっていかないかんですから、そういう計画をしてから、16年、17年、・・・引けませんから、できるだけやっぱり皆さん方に、そういう形で町が慎重に皆様方の、地権者の方々のご希望に沿うような気持ちを持ちながら、努力をさしていただいている、そういうことでございます。

里川委員 自分の経験上なんです、以前にふれあい交流センターのときにも、なかなか地権者の方のご意見まとまらないときに、東里の役員の皆さん方が、一生懸命動いておられたということが印象にあるんです。

ですから、できるだけ地域の役員の方々なんかも、行政とともにいいもん作っていくんやということで、ご理解いただいて地域をまとめていただくのに力を貸していただくような方向も、是非とっていただいて、今町長が言われたようなかたちで進むように、さらに努力していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

中西委員 今のこの土地の、道路に面しているところ、そうでないところ、あると思いますが、一律12万円ですか。

福祉課長 今のところそういうことで考えております。

中西委員 ちょっと、はっきり確認してませんので、わかりませんねけど、あの中宮寺の公園の関係、それについて前にちょっとここで話聞きましたが、道路に面しているところは平米5万円、それから中に入れば平米2万円というかたちで今交渉されていると聞いていますが、その辺は福祉センターと史跡公園の関係、用地交渉というのは大体同じ形で進められていかれると思いますけども、その違いについてお聞きしたいです。

福祉課長 今ご質問の総合福祉会館と今おっしゃられました中宮寺遺跡の関係なんですけども、今、建設候補地という場所でございますが、パークウェイと都市計画道路法隆寺線の交差するところの南の西側の土地、約9,000平米ですけども、そのところを用地の関係でお願いしているところなんですけども、当然北はパークウェイ、東は法隆寺線、西につきましては町道という形で、4mの拡幅道路ということで、南につきましては町道走っておりますので、全面道路に面しているということで考えております。

中西委員 道路に面していない土地は全然ないということですか。面していない土地はない。全部が全部、道路に面している。

助 役 当然中宮寺遺跡の場所についてはご指摘のように、道路に面したところは高く、奥は安いと、こういうことでお願いしております。ただ、仮称総合福祉会館建設予定地は、北南に分けて3筆の奥地があると思うんです。この場所は、大体が、東、北、南に道がある。こういうことでございますから、そういう中で、全体的に鑑定とれば、2筆、3筆の土地が道路に面してなかったら、大体が同じ単価が出る、こういうことでございます。一連の土地としての形で鑑定を見ている、こういうことでございます。

中西委員 一連の土地での鑑定を受けているということなんですけども、そうしたら、中宮寺の公園の場合は、格差があるのはどんな考えですか。一律同じような形でするならば、向こうもこっちも同じ形で考えていかんとあかんのちゃう……。

助 役 中西委員のご指摘の中宮寺跡遺跡地における用地の取得については、あくまでも、前面、いわゆる県道に面した前面については、評価が高い。これはもう事実でございます。そういう鑑定も出ております。奥地については一連の土地であっても、単価的に低い鑑定が出ている、こ

ういうことをございまして、やっぱり鑑定評価に基づいた形で単価を設定していかなければならないと、このように思っています。

中西委員 あかね、道路に面しているところは5万円なんですよ。1枚中へ入ったとたんに2万円になる。今の場合でも、小吉田の場合でも1枚中へ入る。それでも同じ値段やで。これちょっとおかしいのちゃうんかな。

助 役 仮称総合福祉会館の場合につきまして、そういう一連の形での鑑定を取ったということをございます。以前いかるがホールの買収についても、県道大和高田斑鳩線においても、道路に面したところは高く購入している事実がありますが、中宮寺跡遺跡地の買収もよく似た地域であります。こうした流れで、中宮寺跡遺跡を同じ方法をとるということでもあります。しかし、仮称総合福祉会館の場合はひとつの一連とした、課長が9,000平米といいました、実測はまだしてませんが、大体が8,000から9,000ということで、そういうなかでの一連とした土地ということで、鑑定を受けている。こういうことをございます。その点をご理解願いたい。

町 長 中宮地等の関係については、1筆だけ昔の文部省、文化庁が1筆だけ、以前に買ったものがあるんですが、そういう実例があるんですが、中西議員がおっしゃるように、小吉田の地権者がそういう状況で、いかるがパークウェイと法隆寺線と今の関係等についての関係。まあそれで、皆さん方がどうおっしゃるのか、次の会合等で、こういう話も出していたいで、していかなかったらと思っておりますけど。いずれにいたしましても、大体鑑定価格なにて、出てますから、その辺のことに基づいて話をさしていただきたい。その状況をみて、地権者の方からご協力を得られる努力をしなかったら、いけないとおもいますので、そういう……。

中西委員 法隆寺線とパークウェイの交差点ということで、中身ね上げていかなというところはあると思いますねけど、今法隆寺線、パークウェイ、

別に供用開始もなにもなっていないわけですよ。道路として、形はできとるけど、道路ではないという状況です。中宮寺の場合は前に観光道路ありますよね。ちゃんとした道路。それにその差額がでてきよんのはなんでかなと。まだ、はるかにそっちよりも、法隆寺線の方が安い単価で、交渉してもらわんなあかんのちゃうんかなと僕は思いますけどね。

助 役 中西議員のおっしゃることもよく理解はできますが、中宮寺跡遺跡地の場合も、これまで言うてきた鑑定を取っているわけです。鑑定の結果は、道路沿いについては今いわれたようにの金額が高く、中1枚入った分は安い。これも事実でございます。そういう中でやはり、地権者の理解を願わなければならない。あくまでも、町が用地単価を判断するには、近傍の条件等の状況を見て、算出される鑑定の単価をもととしてやるわけでございます。先ほどいいましたように、無茶な単価を出して提示することは、絶対避けなければならない、こういうことでございますので、それによって地権者と話につかない場合も出てくるでしょう。そういう中で、理解いただけるよう町として努力し、取り組んでいきたい、このように思います。

西谷委員 僕も、関連することなんですが、土地を買う場合に中宮寺跡の部分について、県道に面したところは高い、1枚入ったら安い、これは逆にいうたら、仮に区画整理をやる場合でもそういう差を付けて、実際に計算やりますよね、面積。金額きまらへんけど、道路沿いの土地が1やったら、1枚中はいったとこが、0.5にするとか、0.7にするとか、いう形にしたら、本来土地を買う場合には、一連の土地やと、その一連という部分がぜんぜん、我々が何回やっても理解できへん。もっとシンプルに、道路に面したところは何ぼ、そっから奥に入ったところは何ぼ、というようなよそでも同じ形で、用地というのは買ってはったし、これからもそういう姿勢は崩したらあかんのちゃうのかな。町が言われているような、国土交通省のときに16万の数字があるし、稲葉で13万という数字ありますけど、道路に面している土地とそうでない土地という

のは、自ずと一般の住民の方でも、道路に面しているところは高し、奥に入っているところは安いというのは、行政のそういう考え方というのはみんな当たり前には持っている中で、一律評価してというのはどうも、私としては今の説明の中ではなかなか納得が出来ひん。

助 役

いままでいろんな鑑定をしている中では、道路に面しての単価、また、道路に面した形態、奥の形態、みな違うわけですね、現実。そういうなかで鑑定士は鑑定をしている、こういうことでございます。それによって単価が違うことは事実でございます。西谷議員おっしゃるようになりますね、納得いかない点もあると思いますが、小吉田の場合につきましては、ひとつの事業やる土地としてですね、全体の中での鑑定をとったと、こういうことございますから、当然、それも含めた中での鑑定をしている、こういうことで我々思っております。

森河委員

報告するにしたかて、候補予定地、そんなん大体わかってますねやろ。値段交渉にいったんねやったら。そんなんみなに早ようできたる。私はまだやったわけやな。・・・みたいなことしといてえな。それひとつと、5, 6万ていわはった方あるんやから、その方に一緒に交渉にいったもうて、5, 6万で交渉してもうたらどや。でたらめなこともね、一長一短にいけんと。そういう方面でね、やはり真剣にみんなも取り組んでおられるんやから、その場所のね、確実性を持ってやっておられると思うんです。そういうこともあるので、16万ね、中西君ね、みんな言うたことも一理あるだろうと思うんで、納得と得心とどこでするかというのは地権者と両者の関係やと思うさかい、早く先ほど町長がおっしゃったように設計も進めていかんなん思うんで、同じことばかりいつてられへんと思うんでね、担当かも目処あって早く解決してね、そこまでのもの絵書いて出てくるんであればね、やっていただきたいということだけお願いしておきたいと思ひます。

委員長

他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきますたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしとみとめます。

(仮称) 総合福社会館整備計画については当委員会として閉会中も引き続き審査をおこなうことといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願いいたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、(2) 報告第10号、平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)のうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

環境対策課長 報告第10号についてご報告させていただきます。一枚目めぐっていただきますと、衛生費、清掃費で123万5,000円、これが翌年度繰越額ということでございます。この件につきましては、高安睦自治会集会所用地で、先の委員会でもご報告したところでございます。現在地権者にありましては、相続登記の手続き中ということでございます。町といたしましては、農用地除外申請中でありまして、その後農転処理、ならびに開発申請完了ということで、概ね11月ごろになる予定となっております。これに伴いまして、所有権移転登記をしまして、用地契約代金の精算処理をと考えているところでございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(3)「ふれあい交流センターいきいきの里」の入浴時間の延長及び障害者の方入浴日設定について、理事者の説明を求めます。

福祉課長 ふれあい交流センターいきいきの里の入浴時間の延長及び障害者の方の入浴日設定について、ご報告申し上げます。

ふれあい交流センターの利用者につきましては、平成14年度で、37,728人、入浴者が34,901人、娯楽室が3,358人、小広間が1,393人となっております。前年度と比較いたしまして、3,405人の減少となっております。特にお風呂の利用者が前年度より2,928人減っている状況でございます。そうしたことから、いきいきの里の入浴室の利用時間は、午前10時30分から午後7時30分までとなっております。1日の浴室の利用時間を時間別に利用者状況を見てみますと、お風呂の性格上、午前中の利用者は1日の利用者の全体の約13%と少なく、12時から午後4時までは全体の43%、午後4時以降については44%利用となっております。特に、土曜日、日曜日につきましては、夕方からの利用に集中しております。こうしたことから、利用者からももう少し、お風呂の利用時間を延長してほしいとの声を聞く中で、7月から9月の3ヶ月間を試行的に、お風呂の利用時間を午前11時から午後8時30分に延長してはどうかと、事務担当の方で考えております。こうしたことによって利用者も増えるのではないかと考えております。

続きまして、2点目の障害者の方の入浴日の設定でございます。これにつきましては先日の一般質問で、委員よりご質問がありました。障害者の方の入浴日の設定についてご質問いただいたわけでございます。町



長からも一定の答弁いただいておりますが、障害者の方の利用の大半につきましては、比較的障害程度の軽い方でございます。まして介助なしで一人で入浴可能な方が利用されておりました、障害が少し重い方の利用が少ないのは、脱衣室から浴室までは車椅子そのまま利用できますが、浴室全体が介助浴室等の構造となっておられない関係で、また、利用したい時間帯につきましては、一般の利用者の方が多く入っておられまして、利用しづらい面があるのではないかとおぼやかしく思われます。そうしたことから、家族と一緒に入浴が出来る時間帯を設けてはどうかと考えております。平成14年度の平日の火曜日から金曜日の利用状況を見てみますと、火曜日と水曜日が、平均88人の利用がありました。木曜と金曜が大体83人の利用となっております。先ほど申し上げましたように、時間帯では午前中の利用が少ないことから、1ヶ月に1回程度、午前中の時間帯をそういった日に設定してはどうかと考えておりますので、よろしくお願ひしたと思ひます。

- 委員長 説明が終了したので質疑、意見があればお受けいたします。
- 里川委員 お風呂の方、延長していただくのは非常に有難いことだと思ひます。朝遅れて、夜少し長くなるんですけども、開館時間の方はこれに伴ってどういうふうになるのか、お伺ひしときたいと思ひます。
- 福祉課長 開館時間につきましては、現行が午前10時から午後8時となっております。お風呂の時間を7時30分から8時30分に延長したことに伴ひまして、午前10時から午後9時、いう形になろうかと思ひます。
- 里川委員 そうしましたら、朝10時から夜9時まで開館していただく中では、他の施設についても、この間の利用は、この7月から9月については、OKというふうに理解してよろしいですか。
- 福祉課長 貸し館につきましては、現行どおりの午前10時から午後8時いうこ

とでございます。お風呂の入浴時間を延長した分、8時半言うことで、終わられて、あと着替え等で一服される時間帯で、館が閉まるのが午後9時ということをご理解願いたいと思います。

委員長 他に、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(4)ごみステーション化の状況について、理事者の説明を求めます。

環境対策課長 議会の初日、町長の提出議案説明におきまして、本年1月30日付で各自治会長を通じまして、住民への可燃ごみ収集方法について協力要請をさせていただいたと。各自治会におきまして、種々検討していただいた結果、現在132自治会のうち、124の自治会におきましてステーション化のご協力をいただいたという説明でございました。6月12日現在でございますが、1自治会が完了いたしました。残り7自治会となっております。残りの7自治会につきましては、地元説明会並びに自治会長等との協議につきましては概ね済んでございまして、現在それぞれの自治会におきましてステーション化に向けまして、種々検討していただいております。今後も引き続きまして各自治会と町とが協議を重ねながら、ステーション化の推進を図ってまいりたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 ごみステーション化というたら、すごく格好よく聞こえるんですけどね。実態見てみると、道路上に集める箇所設けてやっているところ、そうかと思えば非常に立派なものが出来ているところとかあるんですけども、このステーション化について、あるところでは数万円というような状況の施設もあれば、60万から70万くらい掛けて立派なものがで

きているところとかあるんですけどね、これにつきましては何か、利用されるであろう人口などと比例して、担当のほうで目安など持っておられるのかどうか、設備にかかるお金ですね。住民の方からも、疑問に思うと。どこどこではものすごい立派やけど、どこどこはこやと、というような話なんかも、これが進む中で、いろんな住民の方の感情、お聞きしている点があります。担当のほうで、そういった方針を持っておやりになってんのかどうかということ、確認さしてほしいと思うんですが。

環境対策  
課長

今いわれております金額的な面もございます。ただ、町といたしましては、住民の方へお願いしておるのは、地域からの要請によりまして、ステーションのボックスを設置させていただくというようなことでございます。ただ、100万円かかるというようなことございますが、こういった場所につきましては、全世帯ひとつということで、100戸が一括してステーションかされたというような所から、こういった大きいボックスが必要になったというところがございます。あくまでも町がお願いするに当たりましては、こういったボックスを設置させていただくとかいうのではなしに、地元の土地利用の関係から、地元から要請されるようなやり方で、ボックス等設置するとか、ボックスの無いような、いらぬといわれるような所につきましてはごみネットを配布するとか、というような考え方に立っております。

里川委員

一定の方針ももっといっていただきまして、勿論地域、世帯数に応じて、やっていっていただくように。また住民の皆さんから見て、不公平感とかそういう感覚生まれにくいように、そして何か問い合わせあってもきちんと説明が出来るように手続き、これまでいろんな問題で、手続きの問題もありましたけども、手続きをおう手順も、きっちと踏んでいっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それと1件地元から要望されまして、ごみの集積所になるようなボックスを置いていただきました。ところが何日かたったとき、数日しか経ってないときに、車に当てられまして、川の上に設置してあるのに車が

あたるのが不思議で仕方なかったんですが、とにかくわざと当たったように、真ん中の柵みたいなもの、全部取れて、そこにはないんですね。非常にひどい状態。地域の方ご相談にこられたかどうかわかりませんが、ボックスが今は直して、網が入っていたところはネットをかけてお使いになっているが、一旦壊れたボックスは弱い面もありますので、こういうときにどう対応、町としてもしてくれるのだろうか。私も地域の人、設置してもらって何日かしか経ってないから、そういうふうにして今使っているが。地域の方から相談があったのかどうか、そしてどんな対応ができるのか、お聞きしておきたいと思います。

環境対策  
課長 地域の方から言われてきてます。現場の方、検証いたしまして、多分車が当たったというのではなしに、人的に壊されたという見方が強かろうと思っております。現在仮復旧させていただいております、現実的には使えない状態ではないと見ております。予算的な関係もございますし、町内未整備のところもございますので、一巡するまではこのままの状態ではいかざるを得ないというところがございます、最終的な予算がらみの中で新規に替えていくの検討も加えていきたいと思っております。

里川委員 その地域の住民の方々からお聞きしたところによりますと、若干容器がちいさいなというような声もあったと思うんですが。また設備し直されるときに、そういう地域から要望あげていただいたら、今あるのよりもう少し、一回り大きいというのは可能なんでしょうか。

環境対策  
課長 当初言われてた件数よりも要望された数が後日になりましたが、かなりの戸数になったというような経緯もございます。その分につきましては、現在入札に向けて精査しておるところでございますが、ただそのときには同一のやつがもうひとつ増える程度になろうかと思っております。今壊されているやつにつきましては、そのままの状態ですばらくの間使っていただくかざるを得ないというようなところで、先ほど申しましたような

最終的な残金のからみの中で、整理もしてまいりたい、このように考えております。

西谷委員　　まず1点。今のお話を聞いてると潰された。そういう場合に、町はちゃんと被害届けとか、出されるんですか。

ごみステーションといわれているけど、実際将来のごみ収集について、そういう最終的な町が構想を持って、その前の段階としてごみステーションなんか、そのへんのところ、どうも分からないんで、そのへんのところ、詳しく町の将来のごみ収集のかたち。とりあえず今ところごみステーション化のこういう形でやってるとか。それとも今の、これが町の収集としては最後なんだということになるのか、そのへん町全体のごみを収集するという構想の中での将来像と今現在のステーション化の位置づけについて、お願いしたいと思います。

環境対策  
課長　　壊されたボックスにつきましては、西和警察署の方へ被害届けを出しております。将来的なステーション化に向けてでございますが、現在ステーション化になっておるところがございまして、概ね10戸に1個ぐらいにステーションが設けられておると、平均的にそういう数字になっておりますが、町といたしましては30世帯ひとつのステーション化というものを目標に現在、少ない数の戸数にありましては今後とも地元と協議する中で、ステーション化を今の数字に合わせていくよう努力してまいりたいと考えております。

西谷委員　　今課長30戸のステーション化と。これは当初からいった分やと思うんですが。今のままのこういう収集、分別の、収集のステーション化がええのか、実際にはごみステーション化なんかよりも、一般質問でもちょっと採り上げましたけど、ビニールごみとか、プラスチックのごみについて、町の方では埋め立てということで、御所に利用されてますけど、三郷の方を見ますと、平成14年よりプラスチック類ごみは燃やせるごみの日に、ということで、燃やせるごみと同じ袋に入れてく

ださいということのなかでは、卵のパックとか、マヨネーズの容器、ポリのバケツとか、カップラーメンとか、長靴とか衣服までぐらい、入ってるんですね。実際にここのはどうするか言うたら、このままで焼却場で燃やしてやる。その中で実際にダイオキシンの量というのは、平成14年、平成15年で0.13ナノグラムというかたちになってる。そうしたら、斑鳩町ではかなり細かく分けて、実際には単に埋めるというかたちやったら、この数字でしたら当然、ダイオキシンの国の基準が確か5ナノグラムですよ、はるかに・・・てるとしたら、別に燃やしてもええんちゃうんかな、それぐらい。感じがするんですよ、素朴な、片方ではすごい費用がいる中で。そうしたら、収集の方法も抜本的に考えたらどうかと思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

町 長

西谷議員三郷町の関係等、だいたい三郷町にしても、安堵町にしても、プラスチックとかそういうものは、……。ただ、一番問題は塩化ビニール、塩化というあの……。いろんな関係等ございます。それを除去したらいいわけですけど。問題はやっぱり、炉が、24時間燃焼しよったらいいわけですが、立ち上げるときと、火を落とすときに、非常に火力がありますから、炉を傷める率が高い、ですから三郷町が15年度からは民間に委託を、焼却の関係等されております。そういう点では経費が嵩むということで、三郷町かて修理に金がかかってくるです。斑鳩町の場合はビニールとか、……。してますから、非常に安定をしているということで、炉の改修等については、毎年なんか入りますけれども、ある程度まだ安定した状況。私のほうから考えますと、すでに57年から稼動して、20年から経過している。だからもう非常に大変な状況ですけども、非常に安定して地元の方々に見ていただいたり、あるいは……。そういうこと踏まえますと、私はやっぱりプラスチックやビニールの関係については、職員が今奈良市で研修を受けてですね、何らかの方法を示していきたい、。ただ、西谷議員おっしゃるように御所にほかしてるということよりも、一般廃棄物業というのはなかなか許可がないですよ。そのことを基本的に勉強していかなかったら、ただ御所に

ほかしてるというよりも、いずれ御所も埋まってくるよこれ。そうしたらもう取れないわけです。それをどうするかということで、奈良市が非常に問題起こってですね、自分とこで埋めてたやつを、今問題起こったから、三重県に引き取ってもらおうということで、……。日本鋼管の福山か。そういうところにも現実にうちの職員が奈良へ出向してですね、勉強してるんですけども、そういう場合がありますと、分別というか、ビニールでもプラスチックでもすべてがどうかということになりますから。その辺のこともまた、住民のかたがたにお願いせないかんと思ってます。そういうことも十分に勉強しながら、できるだけ全国的になにかそういういい方法をやっているところあったら、視察に行っ、勉強して、斑鳩町もそれを取り入れていくと。何も私はそういうことで1億円も高いお金を使おうていると、西谷議員おっしゃるように、何も1億円使てるんやないんです、安けりゃ安いほうがいいんです。できるだけ安く抑えていくということが、一番大事なことです。ということは絶えず私は地方へ出張したかて、他の町で市でそういうことやってないかということですね、新聞でも見ながら、いつも職員に申し上げるんですけども。こういうことをやってるよと。こういうことでやったらできるねやと。これからは議員の皆様方とともに、そういう先進的なところあれば、われわれに聞かしていただいて、勉強させていただくと。お互いに斑鳩町の問題を。御所に、業者にお願いするいうのも、もう少し町でどういう処分ができるのか、町で、……。できるのか、そういうことであればですね、我々としても活路を見出していきたい。これからはこういうごみの問題につきましては、日進月歩でいろんな問題があると思いますけども、研究をしながら、単価を安くして、できるだけ町の持ち出しを少なくするというのが一番大事。それできれいな町になるような状況にもっていきたい思っております。

西谷委員 今町長、三郷町が民間委託……。この数字は15年の1月31日までダイオキシンの濃度測定があつて、今の炉がビニールごみも燃やせるような形での炉の改修をされたのが平成12年ですかね。いうかたちな

ってるんで。今の町長の答弁からしますと、12年にみんな燃やしてもいけるようなかたちで、ダイオキシン対策をした、改修が行われて、15年から他へ委託というかたちに三郷町はされるということですか。

町 長 焼却の部分だけを民間委託される。三郷町は10年前にしてるやつを取り壊して、10年に改修。もう21年目になる。10年前にエバラという会社が作ったやつを潰して、新たに平成12年に新設やっている。

西谷委員 処理をする、処分を民間に委託ということですね、施設はそのままということですね。最終的に町長がいうの、やっぱり斑鳩町で出たごみは斑鳩町で責任もって処分しよう。今のごみの中でやってるなかでは最終的には、熔融炉というんですか桜井市がいつているような。ところがあれをしようと思ったら、少なくとも斑鳩町だけではごみの量たらんと。24時間操業して、1300度で燃やすことによってダイオキシンは、ほとんど800度以下で発生しますから、そのなかではならへん。普通の焼却灰に比べて、熔融炉でするほうが20分にぐらいの嵩にへる。少々残っててもまた燃やせて、あと鉄については再利用もできる利点があるとするんですが、斑鳩町も20年過ぎてぼちぼち考えていかんなんとしたら、7町の中でそういう熔融炉をするようなかたちで、できへんのかな。片方で、ごみ分別というのはある程度やっても限界があるわけです。抜本的な焼却場を、7町の、いま組合立でされているなかで、合併問題もありますが、そのなかで考えるという、片方ではそういうことを進める時期に来ている、気がするんですが。その辺をお聞きしておきたいと思います。

町 長 今西谷議員のご指摘ですけれども、この関係についてはもうすでに県が国の厚生労働省が100トン炉を設置をしなさいと、期限が2010年。その関係等については県が発表してるわけですね。市町村会に申し入れられて、区割りが、生駒市、郡山市、生駒郡がひとつの区域で100トン炉を2010年までに造りなさい。河合、上牧、王寺、向こうの



ほうについても100トン炉を造りなさいというご提案。委員会でもいつもでてくるんですけども、委員長がおっしゃるようになりますね、吉川議員おっしゃるように、2010年でもうあと7年ですよ。もうこれはね、県も区割りはするんですけども、一向にそういうことはしない。我々よったかてですね、言うたら、お前とこやったらええやないか、なったらですよ、これかわりに住民が全部、100トン炉を斑鳩町もらいますわということが可能になんのか、ならないのか、これ必ず反対ですよ。だからこういう会議なんてなかなか進まないんです。吉川議員が2010年やないかと、いうてるのどないなんねやと。誰だって広域でやるのが一番いいんです。今王寺と香芝やっている。組合立で。そういうこともございますけどね。私は2010年の100トン炉という、ひとつ国の基準を示された、厚生労働省の・・・についてですね、県がもっとやっぱり真剣にならなかった、こんなんなかなか出来ませんよ。第1、奈良県というのは一番問題はいつも県会でとるんですけども、産業廃棄物でも、県の北部、中部、南部に造ったらいいんですよ。造ってないじゃないですか。それを全国、山添村や室生村がえらい目におおてる。許可だけは県が与えるんですよ。斑鳩町でもこんなん、私はかなり抵抗したんですよ。いろんな方がこられた。町長こんなん取らんあかんやないかと。受け取ったらやらな・・・。受け取ってないから、机叩かれてですよ、町長こんなもんおかしいやないかと。なんでこの書類受けられないやと。私は受ける気がないですよと。こうやってますけどね。なかなか厳しい問題です。この問題は必ず言うたら反対ですよ。絶対に諸手を挙げて賛成するなんてないと思います。そのへんのところを十二分に考えんと。簡単に作ったらええという問題よりも、造れる場所があるか、ないかということ。これから我々としては真剣に考えなかったら、斑鳩町の場合は幸い、神南、稲葉車瀬にああいう、給水園、法隆寺地域に、三井地域に火葬場、あるいは富郷、高安、幸前、睦、西に焼却炉、斑鳩町に3つの施設を抱えている。全国だってほとんどないと思います。こえほど斑鳩町の場合は、いろいろございますけども、ある程度ご理解いただいていると思います。

里川委員 今、町長のほうからご答弁の中から出てきまして、私も先ほどからの中で、奈良県が計画出したごみ処理広域化計画ですね、これについてどうなるんか、ずっとあれですし、今の委員長もそうですし、私もこれまで言ってきましたけど、いったい会議どうしてはるんですかということも、これまで何度も尋ねてきたと思うんですけど、その後ですね、会議の在り方ですね、町長いわはったように場所の選定も難しいやろけど、寄りもせえへんかったら、そんな話し合いもできへんわけですよ。そういった会議などが、この間に開かれているのかということを確認させてほしいと思います。

環境対策  
課長 3月に開かれまして、その後はございません。

里川委員 じゃあ、次の予定というのか、3月に開いた後次ぎはいつしますという予定についてはどうですか。

環境対策  
課長 今のところ、予定というのはございません。

里川委員 前からそういうのの繰り返しやから、本当に気になってるんですよ。計画だけ出すけど、なかなか進まない。話し合いの場もなかなかないと。以前はワーキンググループ作ってどうのこうのといっってはったと思うんですよ。そういった部分で、本当にこのごみ問題について、真剣に奈良県と地方自治体と各県下市町村が、県とともに本当に真剣に考えていくやというのが、いろいろ聞かしてもらってたら、いっつも感じられへんのでね。ほんまに2010年で、ほんまにできんのかと。別の枠組みで市町村合併の話はこっちでやってるしね。こっちのごみ処理広域化計画は別の枠組みで計画されているとかね。いろんな矛盾を抱えながらなんですけども、これ斑鳩町もやいやい言うていかはったら、町長いわはったように、お前とこせえと言われんのか、どうかわかりませんが、もっと奈良県とともに、県下市町村一緒にこの問題考えようという、

根本的に考えようというかたちで、広域化計画でなくても、もうちょっとそういう会議頻繁にあってもいいんじゃないかと思うんですけど、そういう提案は斑鳩町からできないでしょうか。

助 役

このごみの広域化の問題につきましては、当委員会においていろいろご質問いただきまして、当初県にいきまして、早くブロックによる会議を開くということで、県のお願いをした経緯がございます。その中で県も腰上げていただいということで、ワーキンググループ作りながら、研究していこやないかということで、ご指摘のように進んでいるわけです。ただ、問題点は、郡山市が座長やっていますが、なかなか各市町村がそれぞれの考え持ってる、それぞれのごみの処理計画を持っている、そういう中での腰をあげるというのは、非常に難しいわけです。みんながみんな、困ったなあという時期に来れば別ですけども。それがなかなか市の考えでは、各市町村がまだまだ自分ところで処理できるというような考え持っておるちゃうんかな、ということで、各市町村の腰があまりあがらない。斑鳩町としてはご指摘いただいてですね、今まではそういうような形で斑鳩町がどんどんやってきたという経緯があるわけです。これからもそういう中で、郡山市にも要求しながら、会議を早くもってもらって、2010年までに大体の方向性を示すように、ブロックの中でですね、進んでいかなければならない、このように思っておりますので、担当のほうも座長である郡山市とも相談しながら、月に1回はいろいろ協議もしていくようなもの出来ないかと、攻めていきたいなと感じておるところでございます。

委員長

他にございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

それでは午前11時まで休憩をいたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時59分 再開)

委員長 それでは再開をいたします。先ほど承認第6号の中で、西谷委員より一人当りの医療費についてという事で質問がありましたが、西田課長よりその報告をお受けいたします。

健康推進課長 一人当り医療費というご質問でございます。郡内の町の数字を申し上げます。県内47市町村と医師国保、合わせて49でございます。三郷町が410,827円、これは順位で言いますと3番目でございます。斑鳩町が359,241円、17番目でございます。安堵町が349,670円で21番、平群町が342,592円で25位というような13年度の医療費の結果でございます。以上でございます。

委員長 次に、(5)郵便局における証明書等の交付取扱いについて、理事者の説明を求めます。

住民課長 それでは、郵便局における証明書等の交付取扱いについてご報告させていただきます。去る5月臨時会におきまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につきまして、議員皆様方の議決をいただきまして、5月15日に協定書の調印式を行いました。去る6月2日は日本郵政公社の主催によりまして、法隆寺郵便局で開始式が行われております。証明書の交付につきましては、現在トラブルもなくスムーズに行っております。6月12日現在の証明書の交付状況を申し上げますと、まず、竜田郵便局で住民票は3件、印鑑証明は4件、戸籍証明は2件でございます。法隆寺郵便局では住民票が6件、印鑑証明が8件、戸籍の証明はゼロでございます。斑鳩興留郵便局では住民票が7件、印鑑証明が7件、戸籍の証明はゼロでございます。合計2日から11日までの計で言いますと、合計37件ございました。一日平均いたしますと、4.6件となっております。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(6) 住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼動について、理事者の説明を求めます。

住民課長 (6) 住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼動についてご報告申し上げます。  
住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼動が平成14年8月5日から開始され、住民の皆様には住民票コードを通知いたしております。また、行政機関への本人確認情報の提供により、住民票の写しの添付や現況届の省略が可能となっているところでございます。そして第2次稼動でございますが、平成15年1月31日に住民基本台帳の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、平成15年8月25日から施行されることとなっております。8月25日からは全国のどこの市町村でも、住民基本台帳カード、または運転免許証を提示する事によりまして、自分の住民票や同じ世帯の住民票を取ることができるようになります。また、転入、転出の特例といたしまして、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出地の市町村に転出届を郵送で送る事により、引越しの手続きで窓口に行くのは、転入される市町村に1回行くだけでよくなります。また、希望される方には住民基本台帳カードが交付され、写真付きの住民基本台帳カードを希望された場合は、法的な証明書として利用する事ができる事になります。現在、8月25日の施行に向けまして、機器等のテストを実施し、準備を進めているところでございます。また第2次稼動の周知につきましては、斑鳩町の8月広報に掲載して参りたいと考えております。また、総務省の方でもリーフ

レットやポスター作成、新聞、総務省のホームページに掲載する予定で  
ございます。以上簡単ではございますが、住民基本台帳ネットワークシ  
ステムの第2次稼動についての報告でございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 この住民基本台帳ネットワークシステムで、住民票コードを送って  
いただいた、その後も色々処理、担当の方で大変やったと思うんですけ  
どね、今なお斑鳩町に在住の方で、コードを受け取っていない状態の方  
つていうのはどの程度おありなのか、確認させて下さい。

住民課長 住民課長 今現在、住民票コード、随時窓口に来られて取りに来られる  
方、随時お渡ししたりしてるんですけど、いまだ未配達の数数は30  
6件でございます。

委員長 他にございませんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(7)「いかるがの里クリーンキャンペーン」の実施について、  
理事者の説明を求めます。

環境対策課長 「いかるがの里クリーンキャンペーン」の実施という事でござい  
ますが、まず実施日時につきましては、本年6月22日、7時30分から1  
0時ぐらいまで予定しております。雨天の場合は6月29日に順延とい  
う事で実施いたしますので、参加の方、よろしくお願ひします。なお、  
本事業につきましては、地域ぐるみでの環境意識の向上を推進するた  
め、今回平成5年12月に法隆寺周辺地区の仏教建造物群が世界文化遺  
産に登録されまして、10年を迎える事になります。従来の清掃活動実  
施コースに、平成2年4月、ふるさと創世事業といたしまして、歴史街

道散策ルートが作成された部分を加味した清掃活動を実施コースとして、広く町民にいにしへの道を辿りながら、歴史的景観と環境の保全、地域の美化推進、及び環境保全の意識の高揚を図るというもので、一部実施コースとコース名称を変更したところでございます。以上簡単ですがご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(8) SARS対応について、理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 SARS対策につきまして、一般質問でご答弁させていただいておりますが、できるだけ重複しないように報告させていただきたいと思っております。SARSの対応につきましては、本年の4月8日に県におきまして、奈良県SARS対応行動計画が作成されました。当時は県立医科大学に隔離エリアといたしまして、3床設置されたところでございました。その後5月19日に県の健康保健のSARS対策本部が設置されました。その時点で隔離エリアが3床から7床追加されまして、合計10床を確保されたという事でございます。そして、感染者に対する医療搬送、検査等の対応という事で、搬送車両の発注もされているところでございます。かように 時間が要するという事で、7月中には納品の予定であるという事に報告を受けているところでございます。ちなみに、SARS感染の状況でございますが、6月9日現在の数字でございますけれども、疑い例でございます。これは2002年10月1日以降に38度以上の急な高熱、咳、呼吸困難等の症状があった者という事で、52例が報告されています。可能性例という事で、胸部レントゲン写真におきま

して、肺炎等の所見があった者、またSARSコロナウイルスの検査をした結果、一つ以上有性となった者、16例がありました。その中で疑い例の52例中、50件はSARSは心配ない、2件につきましては、現在検査中で次回のSARS対策専門委員会で審査されるという事になっています。可能性例の16例につきましては、全てSARSは否定されたという事です。確定例というのは今のところは別はないという事でございます。また、相談窓口等につきましてでございますけれども、相談窓口といたしまして、県内各保健所一郡山、桜井、葛城、吉野、内吉野、奈良市という事で相談窓口、及び県健康増進課の方で対応されているという事でございます。医療の方の関係でございますけれども、県立の三室、奈良、広陵病院、県立医科大学付属病院で以上の対策をするという事でございます。本日の広報のお知らせ版につきましても、SARSを予防するという事で配布させていただいているという事で周知を図っているところでございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(9)福祉課の行事予定について、理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは、福祉課の行事予定についてご報告申し上げます。7月から8月の間で福祉課が主管しております行事の日程についてご報告申し上げます。まず、7月15日(火)に身体障害者ふれあいの集いを予定しております。行き先につきましては、三重県の長島温泉を予定しております。次に7月22日(火)でございます。午後1時30分から中央公民館におきまして、差別をなくす町民集会を予定いたしております。



次に7月25日（金）でございます。一日里親会を実施いたします。行き先につきましては、京都市の東映太秦映画村、蒸気機関車間でございます。次に8月1日（金）2日（土）の一泊二日でございますが、心身障害者ふれあいの集いを予定しております。行き先につきましては、和歌山県の白浜方面を予定しております。以上で福祉課の行事予定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 和歌山の白浜へ心身ふれあいの集いで行くという事なんですが、私これまで5年厚生委員会におりまして、行ってていつもプール遊びをお手伝いさせていただいているんですけど、白浜へ行くというのは、今度プールでよろしいんですか、それとも海になるんでしょうか。ちょっと確認させてください。

町長 白浜は過去に2回ほど行っております。白良浜の海水浴場で回遊してホテルでご飯をいただいて・・

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。  
他に理事者の方から報告はございませんか。

委員長 以上これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

里川委員 まず、今年の4月から介護保険の報酬が見直しをされた影響というんですか、そういう点について担当、4月からこの間委員会もなかったんでね、担当の方でどういうご苦労していただいているのかよく分からない

ですけれども、報酬の見直しによる何か影響などがあつたら、参考までにお聞きしておきたいなと思ってるんです。それと私、介護保険に絡みますいろんな立場の方の手記とか、論文読ませていただきましたね、非常にショートステイの問題がたくさん出てくるんですね。このショートステイについては私も調べさせていただきまして、斑鳩町の3月に出ましたね、介護保険事業計画なんですけれども、ここで29ページにあるように、短期入所サービスという事で実績書いていただいているんですが、この表にある回数というのは日数という風に捉えていいのかな、というふうに思ったんですけれどもそうしますとですね、平均利用してはる方、これ12年、13年、14年度を平均してきたらどんどん増えてきてます。そして今後のサービス料の見込みと言つて、19年度まで100%と書いてくれてはるんですけど、これ、あくまでも使つてはる、限度額いっぱいまで使つてはるから100%で担当の方こんな風に書いてはるんかな、と思つたりするんですけど、実際問題は限度額の枠越えて利用してはるような状況が絶対あると思うんですよ、ショートステイの場合ね。で、今回介護報酬の見直しでは在宅は全体で0.1%引き上げられてますね、施設関係では4.0%引下げられてるんです。さらにやっぱり在宅に力入れようという政府の、厚生労働省の考え方が示されてるわけなんですけどね、だけど、在宅に力入れるんやつたら、ほんとに心身共に疲れてる状況、痴呆なんかなくなつてきましたら余計ですけど、介護は24時間ですわ。毎日やつてたら、これから在宅に力入れると言うんやつたら、ショートステイにもっと力入れなあかんのちゃうかなという風にずっと思つてきてるんです。2005年には介護保険計画見直しをせんといかん準備、もう2003年の事業見ながら2005年に向けてまた用意してもうの、担当の方大変やと思つますけど。私こういう風に方針出てきて、こういう風にいろいろ数字変わつてきて、そしてどうしていくんやと、現状はどうかという、担当の方にはそういう事をきちっと受けとめてもらつて、分析してもらつて、計画立てていつてほしいという事を考えてるんです。ショートステイにについては、現状分かる範囲でできるだけこちらが分かるように、現状の状況を示してい

ただきたいな、っていう風に思ってます。介護報酬の見直しで何か影響があった所があれば、そしてまた担当として何か変更しはった事があればお聞かせいただきたいという風に思うんですけど。

福祉課長

まず1点目の介護報酬の見直しにおきまして影響があるか、と。またそれらに対しましてどのような対応をしていくかという事でございますけれども、介護保険におけます保険料費につきましては、その方の所得に応じまして決定する仕組みとなっておりますけれども、本人が で納めている方の保険料の段階であります、第4段階と第5段階の である

この個々の金額に対しまして付加をしておりますので、平成14年度で据え置きまして調べますと244名の方が該当します。この制度につきましても、5月の広報等で啓発も周知もさせていただいております。7月に65歳以上の方の今年度の介護保険料の決定通知を送付させていただく中で、パンフレット通りという事で周知をして参りたいと考えております。それと緊急時のショートステイという事でございます。限度額以上にも利用されてる方の状況につきましてですが、4月に在宅サービスを利用された方は、366名おられました。ショートステイを限度額いっぱい使っておられる方につきましては、1名おられます。その方につきましては、4月途中でその方の状態、介護状態が悪くなりまして、入院されたという事でございます。介護保険制度の利用につきましては、個々のケースがそれぞれ異なりまして、例えば状態が悪くなりまして、要介護認定の変更申請等が必要になってくるという場合も有り得ると考えております。そういった場合、ショートステイではなく、施設入所が必要なケースも出てくると考えております。そういった事が、その人のケースに応じましてケアマネ等や施設の情報提供を行い、相談に乗ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

里川委員

ちょっと、今ね誤解があったのかな、と思って。私、前にこだわって

ましたね、4段階から5段階に所得の基準が変わる事の方を、課長今答弁してくれはったと思うんですけど、私4月からの介護報酬の見直し、この事を言ってるんですが、この中ではいろいろサービスの利用、4種類、在宅で4種類以上になりましたら、4種類以上使うと加算されるとかね。ケアマネージャーが用具一車椅子とかベット、貸し出ししてるだけやのに、月に1回ケアマネージャーがお宅訪問しなかったら、ケアマネージャーの報酬が70%減額される、そしてそういう地域ケア会議のような形で担当者の会議なんかも、きちっと行われないとそういう風な形になるんや、と。細かい所見ていったらいろんな事あるんですけどね、その介護報酬の見直しがあって、担当としては何か変わってませんか、という事をお聞きしたかったんです。

住民生活 部長      ご質問いただいておりますように、実質改定後の分で給付の状況として4月分の1ヶ月分しか実情としては把握できておられない状況です。それを見る限りでは、前年度等の給付量から見ましても、そういうあまり差異が生じているような状況ではございません。ただ、それと利用者の方が改定後窓口等に相談に来られた等もございませけれども、そういう事の中で改定によつての業者の方からいろんな苦情といったようなご意見等を聞いているというような状況でもありませんのでご理解いただきたいと思ひます。

里川委員      読んでいったら、かなり細かい事、私も結構いろいろ調べたい方なんです、この介護報酬見直しそのポイントという本持ってるんですけどね、かなり変動してきてます。その中で非常に施設面の報酬が引下げられてる事についても、非常に心配しているところなんです。特にショートステイも引下げられてるんですけどね、ショートステイって難しいらしいですね、専門の施設の方にお聞きしますと。一時的にお預かりすると、日常的に預ってないのでその方の身体の状態とか、痴呆であってもその状態とかやっぱり把握しにくいんですよ。ぱっと来はってお世話する、非常に世話が大変であったり、来られた方も家やったらじっと寝て

はるのに、違う環境になったからといってベットから飛び降りたりして、骨折されたりとか、そんな例がたくさん出てきてるとかね、また厚生労働省の方では、ユニットケア—今度介護報酬の見直しの中で言われている、ユニットケアをなささい、と。少人数で家族的なお世話もなささいと言ってはるねんけどね、そういう事も言いながら方一方では施設、介護報酬引下げてきてるという中で、すごく矛盾を感じてるんですけども人手がたくさんかかるような方針出しときながら、報酬引下げてきているというのは、大変やな、という事も思ってるんですけどね、そういう事もいろいろ考える中で、さっき言いましたショートステイの問題、非常に在宅介護進んできた中では、やっぱりリフレッシュというんですか、介護される方、心身共に疲れる中で利用したい、今さっきこの計画見せてもらっても、回数はお一人年間5. 7回、6. 2回、7. 7回、そんな風に年々増えては来てるものの、まだまだ少ないかな、と。そしたら毎月利用したいけど、2ヶ月に1回しか利用できない、とか3ヶ月に1回しか利用できへんというような、サービスの基盤がないからそうなる、とか。そして逆にサービスの基盤はあるんやけども、限度額があるために、その越えてしまって、ショートステイ、介護度で言ったらね、要介護4とかなったら、1日11,500円位はかかりますから、2日でもぼつと行かはったら、もう33,000円かかってくるんですよ、限度越えてたらね。大変な状況だなと思うんです。私今後はこのショートステイの問題、しっかり担当の方がね、考えていていただきたいな、という風に思ってるんですけどね、でも担当としては、保険使いはった分しか分からないんですよ、介護保険の限度額内やったら、利用の回数分かるけれど限度越えて利用してはったら、もう分からない、という事はその方達に十分サービスが行き渡ってないし、非常に高額な負担がかかっているという事を調べるとしたら、どんな方法があるのかな、と思うんですけどね、やっぱりその視点は担当がもってほしいな、と。限度額越えてでも利用がすごくされてる。そして、利用してはる事にどうやっぱり応えていくのか、またケアマネージャーさんがどうアドバイスしていくんかと言うのを、ここは在宅中心にすんねんやった

らここはものすごく大事なところやと思うんでね、ショートステイ、私真剣に分析して考えてほしいなという希望してるんですけども、ちょっと考え方を。

福祉課長 今ご質問いただきました、限度額以上使っておられるという方の把握  
補佐 という事でございますけれども、今回、先ほど課長が答弁させていただきました1名というのは、4月に利用された方の資料が来ました。それを繰って調べさせていただきました。ただ、毎月1回地域ケア会議を開きまして、町内の事業者のケアマネージャーも集まっていますので、そういった所でもプランを實際立てていただいていますので、そういった状況等についても、今後そういう事例があるかどうかという事も踏まえてその中で、注意しながら行っていきたいと思えます。

里川委員 それでね、さっき、保険の所で言いましたけど、平均寿命も長くなってきている、介護しはる子どもさんなんかも、年齢が高くなってきてたら、さっきもちょっと触れてくれはりましたけど、病気、急に病気になって倒れはったり、斑鳩町でもそういった例ありましたでしょ。くも膜下出血で急に介護されてる方が倒れると。というような状況とか、そういった場合に緊急にショートステイ利用出来るというような状況を作っていこうと思ったら、事業者にそういう予備、というんですか、緊急用のショートステイのベットを確保しなさいと言ったら、事業者は1日、介護度軽かったら1万円程度だと思いますけど、事業者が1万円ずつもって、事業者ですから損してまで緊急用を確保せよ、というのは私は無理があるんじゃないかな、と思うんですね、ですからやっぱり、市町村、またいろんな全国的に見たらそんなんやってはる所もあるんですけどね、斑鳩町が単独でそんな事できるのか、そうか介護保険の認定審査会、7町で持っている中で、緊急用のショートステイのベットを確保できるのか。措置の時やったら、なんぼかこういう事やってはったんじゃないかなと思うんですけど、介護保険になってからの方がこれがされてないんじゃないか、という風に私は思うんですけど、私の認識が間違っていたら教

えて欲しいと思うんですけど、前にはあったような気がするんですよ。それをちょっと言えば提案をしておきたいな、緊急用のショートステイのベットの確保というものをね、今後考えていけないのか、という事。

福祉課長 補佐 ただ今の、緊急の時にベットを空けてもらえないかという事なんですけども、介護保険で利用していただく、できるだけ利用していただけるという観点からすると、ベットを空けておくというのは、どうかという問題も生じてくるかな、とは考えられますけども、ただそういったいろんなケースが出てきた場合ですね、ケアマネージャーでケアプランを立てていただいておりますので、その時点でどこの事業所のショートステイ、空いてるかというそういった情報を常に把握しながらそういう緊急時には対応できるような体制をもっていきたいな、と思っております。あと、他の市町村、郡内等近隣についても、そういったケースがあるのか、今までそういう場合どういう対応をしてきたのか、という事等も合わせて、そういう機会を通じて研究して参りたいと考えております。

里川委員 前段はえらい官僚的なご答弁やったと思うんですけど、この問題については、今後も非常に重要な問題ですのでいろんな機会を捉えまして、私また重ねていろいろ提案をさせてもらっていきたくと思います。それと、構造改革特区の問題なんですけれども、ちょっといろんな状況を見てましたら、福祉分野で私が一般質問で取り上げました移動介護の問題ですね、移動介護支援費では、この移動介護というのは非常にネックになっている問題なんで、福祉特区の中でこれをやろうとしている市町村が出てきていると、住民のニーズにどう応えていくのかという研究がね、やっぱりしていただきたいな、と。いかに住民に伝えていけるのか、というのがやっぱり町としての非常に重要な役割やと思うんです。特に福祉の部分、今ほんとに措置から契約に変わってきて、介護保険もそうなんですけど、4月からの支援費なんか特に障害者の方にも契約や、ってなってきた中ではね、大変な問題やと思うんです。ですから特

区がいいと、一概に言ってるのではないんですが、規制緩和等の中で何かいい方法を考えられないのか、低廉なボランティアさんに頼るような形を出してきてる自治体もあります、特区の中ではね。いろんな事をされてる、やっぱりそういう所にも担当も目を向けて研究をしていただきたいという事です。これはお願いで。

委員長 他にございませんか。

西谷委員 ごみ収集の事で再度確認しときたい。一般質問で、私はごみ収集で資源物ごみ、パッカー車あるいはロータリー車の収集はしてないのか、という質問をしたんです。その中で部長としてはそういう事はしてないという事やったんですが、傍聴者の方に聞きましたら、嘘や、と。私らずっとそういうのは、ちゃんと、トラックで収集してるのを見た事ないというような事がありまして、実際その傍聴者の方は、町がそこまで言わはるねんやったら、ちゃんと写真撮りますわ、と言われてたんですが、これで間違いはないんですか、再度確認させてください。

住民生活  
部長 当日ご質問いただき、私の認識している中でそういうお答えをさせていただきました。後刻、私も担当の方から注意を受けまして、確かにダンプトラックで収集してるのは収集してる状況でございますけれども、それはペットボトルだけでダンプトラック、ダンプトラックはペットボトルだけであると。議員がおっしゃっておられますビニールごみ・缶・ビンの関係につきましてはロータリー車での収集ではなしに、パッカー車での収集をしてるという事で、私の認識の間違いであったという事で、後刻そういう指摘を担当者の方から聞きました。その時の答弁と今申し上げるのは食い違ってくるわけではございますけれども、その時は私としては、お答えさせてもらった時はそういう認識の基でしておったという事でご理解いただきたいと思います。

西谷委員 そういう事でしたら最終日の本会議の時に、答弁の訂正と謝罪を求め



ておきたいと思います。

住民生活 最終日の日にそういう事で、議員並びに議長の方にお許しをいただき  
部長 まして、答弁の修正をお願いを申し上げたいと、このように思いますの  
でよろしくをお願いします。

委員長 議長、その辺よろしくお願いしときます。

他にございませんか。

ないようでしたら、私の方から一つだけお願いという事で。

昨日かおとついで、業者が草を刈って、それを焼却場に持ち込みますわな、その草がですよ、えらい強風やから、うちの家の前いっぱい、飛ばしていつてるわけですよ。そんなクリーンキャンペーンとか言いながら、業者にそういう指導が出来てないのかなと思って、私それが非常に腹立つわけですよ、うちどんなけあれを辛抱してるかという事、それは絶対業者にね、名前も出してもいいけどね、やっぱりそういう事をね、徹底しなければなんぼいい事ばかり言っても、いかんと思いますねん。県の富雄川の草刈なんかでも、みなやっぱりシートかけて出してますよ、だからこの斑鳩町の業者に対しても、やっぱり、焼却場へ持ち込むという事が前提ですので、ちゃんとしたそういう保護というんですか、覆いをちゃんとしてもらうように、それはもう徹底してもらいたいなと思うんです。それだけお願いしときます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前10時38分)